

令和3年10月18日

報道関係 各位

名古屋市立大学 事務局大学管理部給与課
課長 大橋 達哉
電話：052-853-8006
(052-972-2610)

名古屋東労働基準監督署からの是正勧告に係る勤務時間の実態調査の結果について

去る8月26日に名古屋東労働基準監督署から受けました是正勧告につきまして、学内において勤務時間の実態調査を実施し、その結果がまとまりましたので、ご報告させていただきます。

記

1 調査の概要

- ・執務室の鍵の返却時間等の客観的な記録と勤怠管理システムの勤務終了時間との乖離時間について、所属長が職員に直接ヒアリングを実施
- ・その他、職員が保有する記録（手帳やソーシャルメディアサービスの記録）等との乖離時間についても、申告があれば、その時間について同様にヒアリングを実施

2 調査結果

合計乖離時間数	人数	平均時間数
1,500時間17分	62人	24時間11分

※上記乖離時間については、11月給与に追加して支給する予定。

3 今後の対応

- ・客観的な労働時間を把握するために、早期にタイムレコーダーの導入を進める。
- ・オンライン会議やICTの活用などで、移動時間の削減や単純業務の効率化といった働き方改革をより一層進める。